

日本歯科麻酔学会雑誌投稿規定

(第51巻4号より適用)

1. 本誌に発表する論文は、本会会員が筆頭著者および連絡責任著者であること、また他の雑誌に未発表のものに限る。なお筆頭著者および連絡責任著者以外の著者は会員であることを要しない。
2. 本誌に発表する論文の内容は、歯科麻酔科学に直接的に関係のあるものか、または、歯科麻酔科学を包含しているものとする。
3. すべての著者は、以下の4項目全てを満たす者とする。
 - ① 研究の構想、デザイン、あるいはデータの取得、解析、解釈に対する実質的な貢献。
 - ② 論文の執筆、あるいは内容の厳格な校閲。
 - ③ 原稿の最終的承認。
 - ④ 論文のあらゆる部分について、その正確性や公平性に関する疑義について適切に調査、解決されることを保証し、論文の全ての面に説明責任を負うことへの同意。

著者以外で論文に貢献した者は「謝辞」に記載すること。
4. 倫理規定について
 - (i) 人を対象とする臨床研究・疫学研究については、ヘルシンキ宣言（以後の改訂を含む）、国により策定された医学研究に関する最新の法令および指針を遵守し、所属施設等の倫理委員会の承認を得て行われていること。なお、所属施設に倫理審査委員会が設置されていない場合、本学会倫理審査委員会において承認を受けた上で研究を実施することも可能である。本学会ホームページに「倫理審査に関する規則とその様式」を掲載しているので参照すること。また、承認を受けた委員会・審査部名および承認番号を論文中に記載すること[例：本症例は、○○大学○○審査委員会の承認の下で実施された(承認番号○○)]. 介入を行う臨床研究については、厚生労働省が整備するデータベース等の公開データベースに、研究の実施に先立って登録がされていること。
 - (ii) 症例報告に関しては、患者等の匿名性を十分守った上で公表する旨を本人あるいは代諾者から書面（同意書）で承諾を得るとともに、本文中にその旨を記載すること。また所属施設・機関等の倫理委員会・治験審査委員会等の承認を得ていれば、本文中にその旨を記載すること。
 - (iii) 動物を研究対象とする内容については、各種の動物保護や愛護に関する法律や基準に則していること。また、所属施設の動物実験委員会の承認を得た上で、承認を受けた委員会・審査部名および承認番号を論文中に記載すること。

5. 利益相反の申告について

投稿にあたっては、本学会の策定する「利益相反に関する規則」に従い利益相反(COI)状態を申告すること。また、利益相反自己申告書(様式1)は学会ホームページよりダウンロードして使用すること。

- (i) 対象は本誌の全ての投稿論文とする。
- (ii) 投稿論文にかかる全ての著者は利益相反の有無を申告すること。
- (iii) 筆頭著者は、全ての著者の利益相反を1枚の利益相反自己申告書(様式1)にまとめて記載し、投稿時に必ず添付すること。
- (iv) 該当する利益相反状態について、論文末尾の引用文献の前に記載し開示すること。

記載例：

- ・投稿論文に関わる利益相反関係がある場合

「本論文に関連して、開示すべき利益相反状態は以下の通りである。」と記載し、該当する著者名と企業(団体)名と申告すべき事項について記載する。

例1) 本研究は○○会社から資金提供を受けた。

例2) ○○講座は研究費として○○会社から資金提供を受けた。

例3) ○○講座は、本研究で用いた○○を販売している××会社から100万円の資金提供を受けた。

- ・投稿論文に関わる利益相反関係がない場合

「本論文に関連して開示すべき利益相反(COI)はない」と記載する。

- (v) 筆頭著者は共著者の申告について責任を負うこと。

6. 本誌に掲載する論文の種類は総説、原著論文、臨床報告、技術・技法、調査・資料、解説・記事とする。

- (i) 「総説」は雑誌編集委員会の依頼によるもので、ある特定のテーマに関する知見を多面的に広く概観したもの、もしくは解説し考察したものであること。
また、著者の独善的な意見やバイアスによって大きく影響を受けることがないようすること。
- (ii) 「原著論文」は研究の新規性が高く、客観的な結論が得られ、歯科麻酔学の発展に寄与するものであること。
- (iii) 「臨床報告」は症例報告(case report)および一部の症例シリーズ(case series)をいう。著者人数は6名以内とする。原則として以下のいずれかの基準に準拠したものを探用する。
 - A. 歯科麻酔科医の日常臨床に有益な情報を与える症例。
 - ・新しい治療法や手法が有用であった例。
 - ・歯科麻酔臨床上の新しい発見。
 - ・歯科麻酔臨床上のピットフォール。

B. 稀な病態や経過で、臨床上重要な示唆を与える症例.

- ・ 稀な疾患や病態に対する周術期管理に対し、特別な配慮を行った症例.
- ・ 周術期の稀な偶発症に対し、従来にない方法で対処した症例.

C. 雜誌編集委員会が読者にとって利益があると認めた論文.

- (iv) 「技術・技法」は歯科麻酔学または関連分野における新しい技術・方法等の紹介を対象とする。新製品紹介や単なる技術情報ではなく、著者の提案する改良・改善によって、治療の有効性、安全性等がより向上するかについて記述されていること。
- (v) 「調査・資料」は、本学会または本学会に関連する事業における調査報告等（例：学会主導のアンケート調査）を対象とする。考察は、調査目的に対する内容に焦点を絞り、総論的な考察は避ける。また、得られた結果のみではなく、それが歯科麻酔科学にとってどのような意義があるのかについても記述すること。
- (vi) 「解説・記事」は、本学会学術集会または本学会に関連する事業における講演等の概説を対象とし、日本歯科麻酔学会雑誌編集委員会から依頼されたものに限る。
- (vii) 論文種別毎の規定は以下の通りである。

論文の種別	文字数 (本文+図表)	図表	要旨	文献	英文抄録	刷上り 規定ページ数
総説	8,000字以内	10個以内	600字以内	50編以内	250 word以内	8ページ以内
原著論文	8,000字以内	10個以内	600字以内	50編以内	250 word以内	8ページ以内
臨床報告	5,000字以内	5個以内	なし	20編以内	250 word以内	5ページ以内
技術・技法	3,000字以内	3個以内	なし	5編以内	なし	3ページ以内
調査・資料	8,000字以内	10個以内	600字以内	50編以内	250 word以内	8ページ以内
解説・記事	6,000字以内	7個以内	400字以内	50編以内	250 word以内	6ページ以内

* 図表を用いる場合は、雑誌掲載時の片段標準の大きさ(横8cm×縦5cm)1点につき本文400字程度を減じること。

* カラーの図は全てカラーで掲載する(カラー料金無料)。

7. 投稿原稿は各号の締切り日必着とする。なお、投稿後の著者の追加・削除や著者都合による原稿差し替えは認めない。投稿原稿の採否は雑誌編集委員会で決定する。
8. 本誌に掲載された論文の著作権は本学会に帰属する。
9. 二次出版については、「二次出版に関する規定」を別に定めているので参照すること。
10. 本誌に掲載された論文の転載については、日本歯科麻酔学会事務局に連絡の上、雑誌編集委員会の許諾を得ること。なお転載許諾申請書の様式は別に定める。
11. 二重投稿、捏造、改ざん、剽窃、盗用など研究倫理に反する行為が判明した場合には、論文採択が決定された後でも掲載を取り消し、その旨を本誌上で公表することがある。